

大網白里市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定により、市が行う国民健康保険の一部負担金（以下「一部負担金」という。）の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づく生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した額（一時扶助に係るものを除く。）をいう。
- (3) 一部負担金減免基準率 実収入月額を基準生活費で除して得た数値をいう。

(減免等の対象)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯員が次の各号のいずれかに該当したことにより当該世帯の生活が著しく困窮し、一部負担金の支払が困難になったものと認めたときは、一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業若しくは業務の休止若しくは廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当しているときは、減免等の対象としない。

- (1) 対象となる事実が発生した月から6か月を経過しているとき。
- (2) 国民健康保険税を滞納しているとき。ただし、分割納付により計画的に納付されている場合は、この限りでない。
- (3) 労働能力を有するにもかかわらず、労働をしていない者が世帯員に含まれるとき。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 収入に還元することのできる資産を有するにもかかわらず、当該資産の有効活用を行っていないと認められるとき。

3 既に支払いを終えた一部負担金については、減免等の対象としない。
(減免の割合)

第4条 一部負担金の減額及び免除（以下「減免」という。）の割合は、次の表に定めるところによる。

一部負担金減免基準率	預貯金額	減免割合
1. 1以下	基準生活費の3か月以下	100分の100
1. 1を超え1. 15以下	基準生活費の3か月以下	100分の80
1. 15を超え1. 2以下	基準生活費の3か月以下	100分の50

(徴収猶予)

第5条 徴収猶予は、一部負担金減免基準率が1. 3以下である世帯であって、6か月以内に徴収猶予の対象となる一部負担金を納入することが可能であると市長が認める場合に限り行うことができる。

2 徴収猶予となった対象世帯の世帯主は、定められた期日までに一部負担金を納付する旨の誓約書を市長に提出しなければならない。

(期間)

第6条 一部負担金の減免の期間は、申請のあった日の属する月を含めて12か月につき3か月以内とする。この場合において、減免の開始日が月の途中であっても当該月を1か月と算定する。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事由により同項の期間を超えて減免を行

う必要があると市長が認める場合は、当該世帯主の申請に基づき更に3か月以内の期間を限度として減免の期間を延長することができる。

- 3 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請に係る被保険者の傷病の療養に要する一部負担金について、6か月以内の期間に限って行うものとする。

(申請)

第7条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由によりあらかじめ申請ができないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 療養を担当する医師の意見書(別記第2号様式)
- (2) 収入申告書(別記第3号様式)
- (3) 資産申告書(別記第4号様式)
- (4) 家賃・間代・地代証明書(別記第5号様式)
- (5) 同意書(別記第6号様式)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請に係る一切の経費は、世帯主が負担するものとする。

(審査)

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ法第113条及び第113条の2の規定による措置を講ずる。

(決定等)

第9条 市長は、前条の規定による審査をし、その適否を決定したときは、大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)承認(不承認)決定通知書(別記第7号様式)により、その旨を世帯主に通知するとともに、減免等の措置を受ける者に対し、大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)証明書(別記第8号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の規定により、減免等の措置の決定を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)で療養の給付を受けようとする

るときは、被保険者証に当該証明書を添えて、当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減免等の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の規定により減免等の措置の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を変更し、又は取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正な行為により一部負担金の減免等を受けたとき。
- (2) 資力の回復その他事情が変化したことにより、減免等を行うことが不適当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を変更するときは、当該世帯主に対して大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)変更通知書(別記第9号様式)により、当該保険医療機関等に対しては大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)変更通知書(別記第10号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により減免等を取り消すときは、当該世帯主に対して大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)取消通知書(別記第11号様式)により、当該保険医療機関等に対しては大網白里市国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)取消通知書(別記第12号様式)により通知するものとする。

(返還等)

第11条 市長は、前条第1項の規定により減免等を変更し、又は取り消したときは、世帯主からその支払を免れた額を徴収し、又は徴収猶予した額を一括して徴収することができる。

2 前条第1項の規定により減免等を取り消された世帯主は、既に発行された証明書を速やかに返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。